塩尻市と第一生命保険株式会社との包括連携協定

塩尻市(以下「甲」という。)と第一生命保険株式会社(以下「乙」という。)は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、もって地域社会の活性 化及び塩尻市民(以下「市民」という。)の安全・安心な暮らしの確保に資することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。
- (1) 子育て支援に関すること
- (2) スポーツの振興に関すること
- (3) 高齢者等支援に関すること
- (4) 高齢者、障がい者、こども等の見守り活動に関すること
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること
- (6) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を 自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方か ら提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を 求めることはできないものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は本協定の解除を申し出た ときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

(秘密保持)

第4条 本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本

協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者(第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。)に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、前項に規定する秘密保持義務を負う。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協 定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされ ないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名または記名 押印の上、各1通を保有する。

令和6年2月19日

甲 長野県塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市長

乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 第一生命保険株式会社 松本支社長